

# 日清戦後経営と国家財政

## ——税制改革の歴史的意義——

勝 部 眞 人

### 一 はじめに

日清戦後における日本の財政がそれまでの規模に比べて一挙に二、三倍に拡大したこと、あるいは資本主義確立に対して補助金・財政需要拡大など財政上の対応が不可避となったことはよく知られている。これは日清戦後経営のあり方や日本資本主義の構造的矛盾を象徴するものと言えるが、いずれにしても日本における近代財政展開のうえで大きなエポックであることもまた広く承認されていると言えよう。

このたびのシンポジウムにおいては、近代財政成立と近代国家成立との歴史的関連を、国際的・国内的インパクトを考慮しつつ把握することが求められたが、右のような点から日本史報告では日清戦後経営に焦点をあてたのである。

日清戦後経営についての研究は数多く、財政史、政治史、

政策史、天皇制国家論などさまざまな分野から豊富な研究蓄積がなされてきている<sup>1)</sup>。こうした状況のなかで意外に手薄であるのが租税史の分野である。日清戦後の地租増徴問題は当時もすでに重大な政治問題であったし、ゆえにこれまで政治史・地主制論でもしばしばとりあげられてきたが、戦後経営の過程で地租とは比較にならない増徴が行われた<sup>2)</sup>に国税の中心となった酒税（酒造税）についての本格的な分析は池上和夫氏の論考<sup>2)</sup>ぐらいではなからうか。また戦後経営の歳出圧力のなかで増税が不可避となり、それまでに便宜的に設置・改正が行われてきた租税について、種々の技術的条件に規定されながらも体系的・全体的な改革を必然化させた、あるいはその結果階級構成など重大な問題にかかわる事がらが戦後経営全体との絡み合いのなかで展開したことなども、あまりトータルな形で示されてこなかったのではなからうか。

本稿では日清戦後において実施された増税Ⅱ税制改革に焦

点をあてつつ、賠償金・公債政策および租税政策をめぐる世界的規定性ないし国内的インパクトについての整理を行ってみたい。このことは昨今の税制改革論議のなかで、その原点を問う試みにもなるのではないかととも考えられる。

## 二 歴史的前提

近代財政の成立を問ううえでの一つの重要な前提は、租税の近代化という問題である。地租改正によって創出された地租が近代的租税なのか、封建地代の単なる「形態転化」もしくは半封建的貢租なのかという講座派・労働派以来の論争は、いまだなお決着してはいないと思われる。本稿はこの問題をとりあげる場ではないしまたその準備もないが、近代財政の成立を考える前提として、また本論の内容を歴史的に位置づけるためにも、考え方の方向・見通しを仮説的に述べておきたい。

従来の論議は、封建貢租と変わらない地租負担の重さを単なる量的問題にとどまらず質的規定と見なすかどうか、私的所有権を付与された土地から収益税的形態で徴収する点を如何に評価するか、地価決定における土からの配賦・強制を如何に評価するかなどの点で争われてきたと考えられる。これらの点が明治維新・明治政府の歴史的評価とむすびついて議論されてきたのであるが、地租が如何なる歴史的段階で規定され意味を持ったのかという視点から考えなおすならば、イ

ギリスなどの名望家支配体制で成立する地租とある面で歴史的共通性を持つと考えられる。その共通性とは、大ざっぱな言い方であるが、資本の本源の蓄積期という歴史的段階において政府が、原蓄政策を進めるうえでの財源として、徴税技術上などの点で最も都合のよい租税が地租であり、同時に地租の徴収が土地所有者の分解を促し原蓄を推進させる歴史的機能を担ったという点である。

イギリスの地租に日本の地租を比定しようとする見方はすでに以前から武田隆夫氏によって提起されていたが、近年の西洋史研究の成果による「近代」の問い直し（筆者なりに理解すれば、原蓄期「近代」と資本主義確立以降の「近代」とのズレ）のなかで、日本の地租の問題を位置づけられないだろうか。

もちろんイギリスの地租が日本のものと同じであるというのではない。むしろその違いをどう考えるのかという問題こそが重要なのであるが、市民革命によって築かれた名望家支配体制のもとで議会を通してポンド・レート方式から配賦税方式に定形化されていたイギリスの地租（本シンポジウム井内報告参照）と、市民革命ではなく明治維新という形での改革のなかで議会もないまま強制的に創出された日本の地租との差は、一面で原蓄の進み方の差（日本の場合幕府権力に阻害され奇形的に進行した）であり、他面で二世紀のズレによる世界的規定性Ⅱ国外からのインパクトの差であったと言えよう。

ところで名望家支配下のイギリスの租税は地租だけでなく関税・消費税からも成り立っていたが、一九世紀前半の資本主義確立期に至って地租は補完的地位にさがり、関税・消費税と所得税による税体系が成立する。日本では地租が創出される段階では不平等条約体制下で関税に期待しえず、経済発展度に規定されて消費税基盤が狭く、ために地租への依存がより強まった。日清戦後を迎え短期間のうちに資本主義確立を迎えるに至るが、本論で見るように消費税優位の税体系が築かれ条約改正にともなう関税の改正や所得税改正などが行われる。しかし資本主義確立期のイギリスが関税は三〇〜四〇%あって、地租が一〇%未満になっていたのに比べれば、表一のように日本では関税はなお低く地租はまだ高い。日本の地租が一〇%前後に低下するのは第一次世界大戦後を待たねばならない。加えて地方税でも市税を除けば地租付加税が依然として大きいのである。

しかしイギリスの名望家体制下において地租収奪が中小地主の没落を促して原蓄を進めたように、日本においても地租収奪が松方デフレのような財政政策と絡みあって中小地主や自作農の分解をもたらして原蓄がいつきよに進められた点にも注意しておくべきであろう。

ここであと二点ばかり補足として確認しておきたい。一つは議会開設に対する政府の対応である。近代税制確立のうえで必須の条件が議会装置の設置であるが、自由民権運動の圧力によってそれを約束せざるを得なかった政府は、議会開設

表1 国税中の各税比率および地方税中地租付加税比率

年度	租税額	地租	所得税	営業税	消費税	うち酒税	その他 間接税	関税	各地方税中地租付加税の割合		
									道府県	市	町村
1878	51,486	78.6			10.4	(9.9)	6.4	4.6			
86	64,371	67.2			22.9	(18.2)	3.5	6.4	54.6		41.7
91	64,423	58.1	1.7		28.5	(22.8)	6.4	7.0	50.1	7.3	41.6
96	76,388	49.3	2.4		31.7	(25.1)	7.8	8.8	53.2	4.5	37.1
97	94,913	40.0	2.2	4.7	39.7	(32.8)	4.9	8.5	53.7	4.8	35.3
98	97,630	39.4	2.4	5.6	37.6	(33.9)	5.7	9.3	55.5	5.2	34.0
99	126,035	35.6	3.8	4.4	40.8	(38.9)	2.8	12.6	56.8	3.9	30.9
1900	133,926	34.9	4.8	4.5	40.0	(37.7)	3.1	12.7	57.3	4.0	30.3
01	139,575	33.4	4.9	4.6	44.1	(41.7)	3.2	9.8	54.8	4.0	29.4
06	283,409	29.9	9.3	7.0	34.5	(25.1)	4.5	14.8	48.3	2.6	20.9
11	329,071	22.8	10.6	7.5	39.2	(26.1)	5.2	14.7	46.6	4.2	16.2
17	430,604	17.1	22.0	6.1	37.6	(24.8)	6.7	10.5	43.2	4.1	13.1
20	696,257	10.6	27.3	8.9	36.2	(23.5)	7.0	10.0	37.3	4.7	11.7

【明治大正財政詳覧】より。

消費税は酒(造)税のほか煙草・醤油・菓子税および織物・砂糖・石油消費税を含む。

前に租税協議権を骨抜きにすべく税法・会計制度等の整備を急いで行っている。「外国ノ制度ヲ参酌」して一八八七年にとり急ぎ設置された所得税などはその典型と言えよう。このため準備・諸条件が不十分なまま実施に移され、日清戦後の新局面を迎えて租税の体系的な改革を余儀なくされると考えられる。

二点目は、いわゆる初期議会において民党の「政費節減」要求がそれなりに財政規模拡大を迎えたことである。民党運動の歴史的限界についてはしばしば指摘されることに異論はないが「政費節減」要求が年々一五〇〇〇〜二〇〇〇万円の国庫剰余金を生み出させ、その結果日清戦後に至るまでの歳出規模は經常費・臨時費あわせて八〇〇〇万円前後の水準を大きくこえることがなかった点に留意しておきたい。このことは、憲法の規定上から言っても、戦後の財政の急激な拡大は政党の協力なしには実現できないものであったということに関係してくるからである。

### 三 日清戦後経営と財政

#### 1、賠償金・公債をめぐって

日清戦後の一八九六年度予算は一億五二〇〇万円と倍増し、九七年からは二億円をこえるなど、戦後経営の着手によって財政規模がいきよに膨張した。この財源について明治政府は当初、經常費膨張は増税により、臨時費膨張に対して

は内国債・清国賠償金を以って支弁する計画であった。<sup>(7)</sup>

後述するように結局内国債という方針は破産するが、しばらく賠償金についてまず見ていきたい。巨額の賠償金使途計画についての決定過程は、長岡新吉氏が詳細に明らかにされた。<sup>(8)</sup>氏は製鋼所・農業銀行設立補助など殖産興業構想を含む松方正義案が、軍費消却費を削って陸軍拡張費を二〇〇〇万円増額しようとする渡辺国武案をおさえて実現しているところから、陸軍の構想に対する大蔵省構想の貫徹と評されている。この評価は、中村政則氏が戦後経営イコール軍拡とらえてきたそれまでの研究に対して大蔵官僚らが軍拡を進めるためにも産業基盤の育成をはかろうとした経済構想にも留意すべきとした提言<sup>(9)</sup>に沿うものと言えよう。

もっとも実際の支出においては、製鋼所設置費用の大半と日本勸業銀行・各府県農工銀行の資本補助が一般会計から捻出されている反面、一二〇〇万円におよぶ多額の台湾経費補充を余儀なくされている。軍費消却を含めるなら松方案ですら八〇%近くを軍事費で占めていたが、実際支出では遼東半島還付金を含めた三億六〇〇〇万円のうち、陸海軍拡張費・軍費消却・軍艦水雷艦補充基金などを合わせてじつに八五%が軍事費に費やされた。

賠償金そのものは巨額ではあれ、あくまで一時的、有限な財源である。しかし陸海軍拡張費が一般会計臨時費に繰り入れられて支出されると、しばしば指摘されるように今度は經常費の拡大が必然化させられる。周知のように一般会計の歳

出全体に占める陸海軍経費は、それまで三〇%前後であったものが日清戦後経営の過程で四〇〜五〇%を占めるに至り、以後それが定着していく。帝国主義世界体制形成への対応が、このような財政支出の構造をもたらしたと言える。

さて言うまでもなく賠償金は一度に払い込まれたわけではない。当初七年半以内に八回にわけて払い込む予定であったが、利子支払いを避けようとした清国は三年半以内に完済した。この結果清国が既に支払っていた利子部分は元金に充当されそれについての負担は軽減したが、他面で早期完済を可能にさせた露仏・英独からの借款が中国再分割を促すことになった点はしばしば指摘されてきた。<sup>10</sup> 清国がそれまでに主としてイギリスから借りていた金額の六倍をこえる額をいっぺんに借款したことによってその財政は破綻し、北清事変の賠償とあわせて国民革命以後においても列強による関税差押えが行われて革命の進展に対する障害の一因となった点に注目しておきたい（本シンポジウム金子報告参照）。

同時に賠償金の運用過程で京京鉄道引受組合に対して一八〇万円の貸付を行うなど、早熟的な資本輸出を助長している。このように帝国主義世界体制の形成という世界的条件のなかで、賠償金は中国再分割を促すものとして機能するとともに、ようやく資本主義が確立しつつある、しかも金融資本すら成立していない段階の日本に台湾経費や朝鮮への資本輸出を助長させるといった帝国主義的行動をとることを可能にさせたという意義は今一度確認しておきたい。

さて周知のように賠償金は日本の金本位制成立のうえで重要な役割を果たした。日本が金本位制を施行するうえでネックとして一つに金準備の問題、二つに列強ことにイギリスの態度如何という問題があったが、前者については巨額の償金の受領と金銀塊等での回収によって解消された。<sup>11</sup> 後者は日本の金本位制成立を貫くイギリスへの従属的側面を端的に表現するもので、少し確認しておきたい。

そもそも国際的な銀下落基調のなかで日本政府は償金の受け取りを銀ではなく英貨（ポンド）に切りかえているが、ロンドンで受け取ったポンドによって銀購入に向かえば銀相場さらには為替相場の安定を乱し、何より為替相場の安定を求めるイギリスの反発をまねく恐れがあった。この面においても貨幣制度調査会は商工業者の銀本位存続論をおさえて、阪谷芳郎・添田寿一ら大蔵官僚の求める金本位制施行を結論づけておく必要があったと言われている。<sup>12</sup> さらに日本の金本位制実施に対するイギリスの反対という懸念は、イギリス自身がインドの幣制改革によって銀の自由鑄造を禁止し事実上アジア銀貨圏からインドを離脱させていったことにより払拭された。<sup>13</sup>

日本が金貨国となったことによって、イギリスを筆頭とする金貨国（列強）からの軍需品・生産手段の輸入が銀下落の影響をうけずに行えるようになり、財政上の損失を緩和するいっぽうで列強に対する従属的な貿易構造へのリンクを確定することにいったと言えよう。さらに重要と考えられるの

は、外債導入への道を開くことによつて列強への金融的従属をもたらすことになつたことである。明治初期の九分ないし七分といった高利の外債と異なり、金貨国となつた日本に対するリスクは低減して利率が下げられるとともに、銀下落による財政的損失がなくなつたことにより結果的に政府首腦の外債アレルギーを解消することになつた。<sup>(14)</sup>戦後経営当初の外債非募集という方針を転換して一八八九年に一〇〇万ポンドの外債導入にふみさらざるを得なくなるが、その転換を可能にした条件は右のようなことであつたと云える。日露戦争以降戦費や金本位制維持のため多額の外債導入が行われていくが、そうした展開の起点となつたのがこの時期であつたと考えられる。

ところで当初の内債募集（外債非募集）という方針の転換であるが、その要因としては国内の金融市場の狭隘性があげられる。日清戦後の第一次恐慌によつて内債募集は頓座し、計画の続行のためには償金を一時流用せざるを得なかつた。しかしすでに使途の定まつている償金の流用は計画全体に重大な影響を与えるために、ついに外債募集が決定されたと云われている。<sup>(15)</sup>このように国内金融市場の脆弱性が償金の流用というが如き弥縫的運用や内債募集の方針の崩壊を余儀なくさせた点にも留意しておきたい。

## 2、税制改革をめぐつて

### (i) 第一回増税

一八九四年八月松方蔵相は伊藤首相に対して「財政前途ノ経画ニ付提議」<sup>(16)</sup>なる意見書を提出した。しばしば指摘されるように主計官阪谷芳郎の立案によるこの有名な史料は大蔵省の戦後経営構想を端的に表わしているが、このなかで一八九五年予算の不足見込額一五五一万円に對して増税をうち出し「将来増加シ得ヘキ見込」の税・収入として地租・所得税・酒造税・煙草税・海關稅・登記料・森林收入・郵便電信收入・鉄道益金の九種があげられているが、このうち森林以下三收入は「林政及交通機關ノ改良發達ヲ計ラサルヘカラサル」、所得税は「俄ニ巨額ノ收入ヲ望ムヘカラス」、煙草税・登記料は「根底ノ方法ヨリ大ニ改正ヲ要スル」、海關稅は「改正条約實施後ニアラサレハ行ハルヘカス」、そして地租は「課税最モ容易ナリト雖モ」農民の負担過重は「国家經濟上得策ニアラス」「故ニ断シテ行フヘカラス」とされたのである。結論として酒造税増徴に焦点があてられ、同時に營業税を地方税から国税へ移管することと然るべき準備期間をにおいて葉煙草専売を實施する方向が示されている。

この段階ですでに財政当局者が地租増徴を不可避としていたという推測を否定する材料はないけれども、阪谷芳郎はかなり早くから「國民ノ負担ヲ平均シ、國家ノ經濟ヲ發達」させるために地租輕減・酒造税増徴・煙草専売制を考へており、また一八九七年一月の段階でも「之れ（地租ノ注）を増すと云ふことは農民の負担する上に於て少し偏重する傾向があります。夫れよりも寧ろ他の税を選んだ方が國家に利益で

ある」と演説している。それにこの段階での歳入不足は地租増徴を伴わなくてもカバーしうるものであったから、財政当局者がすでに増租を不可避としていたとは考えにくいと思われる。これに対して酒は「贅沢品」であり飲酒は「不生産的消費」（喫煙もそう考えられていたのではなからうか）であるとする大蔵官僚が酒造税増徴（ないし葉煙草専売）を実施しようとする時、その主観的意図は生産上の基礎への負担をできるだけ避け（実質的に地主を利するが）、飲酒・喫煙など「不生産的消費」に対して負担を重くするものであったと考えられる。<sup>21</sup>

また営業税国税化を進めた意図は、一つに地方ごとに異なる税率を統一して「平等適度」にすること、二つに衆院議員選挙権を商工業者にも与え地主議会の弊害を除くことにある。このように大蔵官僚が税制改革を通して政治的な構成まで改変しようとした点は注目される。ところが皮肉なことに営業税問題が商工業者の政治的台頭を促し、その営業税軽減・廃止要求は一面で戦後経営計画への批判を、他面で地租増徴論を惹起させた。<sup>22</sup>しかし結局は軍拡批判を貫くことができず、地租増徴論へ傾斜しながら営業税国税化の実現を許してしまう。こうしたなかで酒造税増徴にはほとんど異論が出ず、あっさり現実を見るに至る。

酒造税は一石四円から七円へ引き上げその増収見込一〇八〇余万円、営業税国税化により七五〇余万円（但し地方財源の確保等のため廃税分二六〇余万円は減収）、一八九八年よ

り葉煙草専売制施行（当初見込額六〇〇万円）となり、九六年度予算の不足見込一五五一万円余をカバーする見通しはついたのである。

徴税機構について少し触れておくならば、営業税国税化にもなつて税務管理局、税務署・支署が設置されることになつた点に注目しておきたい。従来国税徴収事務は各府県・市町村に委ねられていたが、徴税機構の整備によつて地租を除き営業税・所得税の徴収が一元化されることとなつたからである。この点も税制改革の重要な側面と言えよう。

#### (四) 地租増徴問題

第一〇議会開会中の一八九七年二月の段階において、当時の主税局長目賀田種太郎が首相兼蔵相松方正義に対して税法改正に関する意見書を提出している。<sup>23</sup>この意見書において、目賀田は以下の六点を主張し「合計七八百万円余ノ収入ヲ得ヘシ」と結論している。(1)所得税の改正ニ課税最低限の引き下げ・累進率追加、法人に対する課税（増収見込一以下同一二〇万円）、(2)醤油税増徴ニ一石あたり一円から二円へ（一五〇万円）、(3)売薬印紙税増徴ニ定価の一割を二割へ（七〇万円）、(4)証券印紙税ニ脱税取締の強化（五〇万円）、(5)登録税拡張ニ民法・商法実施に対応、(6)市街宅地々租の改正ないし家屋税の新設（二〇〇万円）である。このうち資本主義の発展に対応する項目も二・三見られるが、いま注目しておきたいのは、この段階でなお田畑地租の増徴が構想されていないことである。

しかしその年のおそらく夏、秋にかけて、すなわち九八年度予算作成の過程で再び歳入不足が見込まれ、地租・酒造税の増徴案が浮上してくると考えられる。

……明治三十一年度ノ歳計ニ於テ二千三百余万円ノ歳入不足ヲ見ルノ已ムヲ得サルニ至レリ、……其財源タル之ヲ一時ノ収入ナル募債ニ向テ求ムヘキモノニアラスシテ、必スヤ恒久ノ収入ナル租税ヲ以テ之ニ充テサルヘカラス、……(営業税、所得税、醬油税、売薬印紙税、登録税、証券印紙税など——引用者注) 以上ノ諸税目ハ其性質ニ於テ甚シキ増率ヲ為スヲ許サス、或ハ之レカ増率ヲ為スモ多額ノ収入ヲ得ルニ足ラス、果シテ然ラハ地租ト酒造税トニ依リテ歳入増加ヲ謀ルノ計画ヲ取ルニアラサレハ、以テ今日ノ急務ニ応スル能ハサルヘシ……<sup>(24)</sup>

この史料は池上和夫氏が考証されているとおり一八九七年のもので、末尾に「増税ニ関スル法案ヲ提出スルニ当リ、増税ノ止ムヘカラサル理由及ヒ専ラ地租及ヒ酒造税ヲ選定シタル所以ヲ略述スルハ本大臣ノ債務ナリ」とあるので、おそらく第一一議會向けの大蔵大臣の増税法案についての説明原稿であろう。

この時の歳入不足の大きな要因は台湾経費であり、すでに償金・国庫剰余金を「悉皆使用シ尽シ」「最早之カ支弁ノ途ヲ通常歳入ニ仰カサルヲ得サルニ至」っていたのである。<sup>(25)</sup> 石井寛治氏が言われる如く、台湾民衆の抵抗が日本の財政運営とそれに起因する以後の不安定な政局を「もっとも奥深いと

ころで規定していた」のである。<sup>(27)</sup>

さて兩税の増徴、とくに地租増徴問題であるが、二〇〇〇万円をこえる歳入不足に対処せざるを得なくなつた段階で、しかも徴税技術上の理由によつて、生産的基礎への負担過重を避けるといふそれまでの理念が吹きとんだと見ておきたい。御都合主義が優先されたわけである。と同時に増租の方法で注目されるのは、池上和夫氏の指摘のように、<sup>(28)</sup> 租率の引き上げでなく、「法定地価ヲシテ時価ニ近接セシメ依テ以テ収入ヲ増加」しようとするものであつた点である(注24の史料による、以下同じ)。その方法をとる所以は「土地所有者ハ米価又ハ貸地料騰貴ノ割合ニ於テ増加シタル純益ヲ取得」しているのであるから、「騰貴ノ割合以内ノ増租」を行つても従前の負担に及ばないといふものであつた。これは農村において寄生地主化が進展してきた状態にあわせて、それまで地租は農民への負担と大蔵官僚が一元的にとらえていた(少なくともも公言していた)状況に変化が現われ始めたことを示していると言えよう(それが増税のための口実であつたにしても)。

酒造税については、「消費税タル酒造税ニ在リテハ負担ハ消費者ニ転嫁スヘキ」ものであるとし、一石七円から一〇円に引き上げたとしてもいっぽうで自家用酒造を禁止し輸入酒・精等による混成酒製造の取締りを厳にするのであれば問題ないと言された。このように消費税の逆進性、所得格差による不公平さ(すなわち所得税拡大の必要性など)はほとんど



一顧だにされてはいない。ただ増税の必要性と徴税技術上の理由から導かれた税法改正構想と言っても過言ではなからう。

しかし周知のように政党は地租増徴にのみ反対して政局は流動化する。第一一議会は松方内閣と進歩党の断絶があつて四日で解散、あとをついだ第三次伊藤内閣も地価修正を伴わない増租案で自由党と断絶し第一二議会解散、ついで大隈重信憲政党内閣誕生となつた過程はくり返すまでもない。政党が戦後経営を全面的に支持したとは言いながら地租増徴まで認めるのはあまりに急激な転換にすぎた<sup>30</sup>と言ふことであろうが、客観的に見れば政党はすでにいわば外堀を埋められた<sup>31</sup>状況にあつたと考えられる。この点は後述することにする。

ところで憲政党内閣の作成した予算案、ことに増税案は、戦後経営賛成・地租増徴反対の方針から必然的に酒造税増徴に偏したものとなつた<sup>31</sup>。四九一—一万余の増税計画のなかで、酒造税は五六%にあたる二七四—一万余（一石七円から一五円へ）が予定され、他に砂糖税・葉煙草専売収入もあわせると九〇%近くになるという間接消費税による増税であつた。

政党のこうした姿勢を正当化する論理は、「租税の種類は国運民力の進歩に伴ふて自から其の収入を増加するを以て貴しと為す、彼の酒造税のごとき、煙草税のごとき、将た海關税のごとき、即ち其の顯著なる適例」<sup>32</sup>「地租は其の収入年々一定して殆んど増進する所なきのみならず、却つて諸般の災害に接して歳々其の減少を見る」<sup>32</sup>、「他に財源なければ地租

の増徴誰れか又否まん、只吾人の見る所を以てすれば他に相当の財源あり」<sup>33</sup>などというものであつた。

しかしこれに対しては、たとえば田口卯吉（ないし「東京経済雑誌」）等の批判があつた<sup>34</sup>。自身も憲政党に属し衆院議員でもあつた田口は、憲政党「党報」三・四号（ともに一八九八年九月）にも論文を寄せ、地主議会の弊害を痛言している。酒・煙草の税負担が「細民をして益々貧困ならしむる」逆進性を指摘し、「細民の声をして政治上に伸ぶるあらしめは、酒税・煙草税の如きは斯く容易には議決せられざるべし」と述べている。

結局憲政党内閣は議會を一度も開くことなく四か月で崩壊し、増税案も三たび宙に舞つた。

#### (四) 第二回増税

第一三議會において山県内閣は地租増徴を含むこれら懸案の増税問題を一気に解決する。増租が何故に分裂後の憲政党に受け入れられたかはしばしば論議の的となつてきたが、その要因として大きなものには(1)地価修正をともなつていたこと、(2)米価騰貴とそれまでの地価修正による実質的負担の低下、(3)政府との政治的取引きによる政府の譲歩などがある<sup>35</sup>。

(1)の地価修正については、西日本など高地価地帯を中心に地価修正要求がすでに初期議會の段階からあつて、東北地方など低地価地帯の非増租要求と対立していたが、高地価地帯の地価引き下げ（最高でほぼ二〇%）が実現することによつ

て増租反対を切り崩したというのはまちがいないだろう。中村政則氏の指摘によれば、地価修正によって地主層の地利的利害が解消して an sich, für sich な階級から an und für sich な階級へと止揚されたとされる。<sup>36)</sup>

(2)については表二のように、たとえば東北地方では改租当時の米価がほぼ二円八〇銭であったが一八九七年には一一円七二銭と近畿地方と大差がなくなっており、それまでの地価修正と今回のものでかりに全く地価引き下げの恩恵を蒙らなかつたとしても、負担は四分の一度に軽減されている。改租当時の負担に戻るまでもなく、租率二・五%から三・三%への引き上げによる一・三二倍の負担増加は米価の動きから言えば二、三年前の負担度に戻る程度のものであった。いっぽう高地価の最たる近畿地方で見ると、改租当時の米価が東北地方の約一・八倍にあたる四円九〇銭であったから、一八九七年の米価から計算すれば五分の二程度への負担の低下である。但し特別地価修正等ですでに反当平均地価は八〇%近くはまだ下がっていたうえに今回の引き下げで当初の三分の二近くまで下がったために、米価騰貴による軽減とあわせるるとやはり四分の一度にまで負担は軽減されていると言える。また筆者が整理した広島県内の地主の経営帳簿においても、小作料収入に対するこの時期の公租負担はほとんど変化が見られない。<sup>37)</sup>

以上のように地域的利害の解消は直接的には地価修正によるものであるが、その背景として米価などに見られるように

改租当時の地域格差が資本主義発達のなかで解消してきていることをあげておかねばならないだろう。但し土地生産力・生産性・労働市場・生産物市場などの面ではなお格差はあつて、それ故に地主制の類型区分は研究上必要であることは言うまでもない。

(3)の政府の譲歩は、言うまでもなく租率引き上げが政府原案四%から三・三%に下げられたこと、五年間の時限立法となつたことであり、この結果増租額は予

表2 地価・米価の改租当時との比較(米価は改租当時と1897年のもの)

	東北5県平均		近畿2府3県平均	
	田反当平均地価	米 価	田反当平均地価	米 価
改租当時	26.53 (100)	2.80 (100)	71.51 (100)	4.90 (100)
1889年地価修正	25.02 (94.3)		57.50 (80.4)	
99年修正率(%)	×1.00 (94.3)	11.72 (419)	×0.856 (68.8)	11.92 (243)

【明治前期財政経済史料集成】第7巻「地租改正以降至現今一段歩平均地価収獲及米価利朱修正沿革一覧表 田之部」, 【明治財政史】第1巻「明治三十三年松方大蔵大臣ノ提出セル戦後財政始末報告」の中の地価修正比較表, および1897年米価は「帝国統計年鑑」による。

東北5県は福島県を除く青森・岩手・宮城・秋田・山形各県で、近畿は滋賀・三重県を除く京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫各府県である。

1899年において反当地価を示さなかつたのは、それ以前と数値の出し方が違っているためで(地域ごとか県単位か)、それぞれ5府県の平均修正率を1889年の指数に乗じた。

定より約九〇〇万円減少して八四七万円になった。この政治的決着が憲政党内の増租反対に対する緩衝となったのもまらがないところであろう。

これらの要因に加えて改めて考えておきたいのは、政党が酒造税増徴を認めてきただけでなく自ら政権を取った際にそれを積極的に推進し前述のような増税案を作成したのであるから、もはや地租増徴反対を貫き通せるような「状況」になかったのではないか、ということである。

○大隈伯及び其の党与は……七八千万円の歳入を酒税に求むるは必ずしも難きにあらざと公言せり、然るに其一たび政局に当るに及んで忽ち此の如き放誕の説の行はるべからざるを悟り幾分か其過を悔みしもの如し、……（「東京日々新聞」一八九八年一月七日付、傍点引用者―以下同じ―）

○若し地租増徴を措て他に国家財政の基礎を確実ならしむるものなしとせば、兩議員の多数は断じて之に協賛するを任務とせざるべからず、若し徒に之に反対して而も別に財政掌固の計なからん乎、是れ階級的・地方的利害感情の爲に、国家の存立を犠牲にするもの……（同右一二月四日付）

○米価は次第に騰貴して今や世人をして十円以下に降ること万なかるべきを想はしむるに至り、之が爲当初十五億円と公定されたる土地は三倍以上の実価となり、地主は拱手して三十億円の利益を得るに至ればなり、今日地租を増徴するの至当なる事又多弁を要せざるべし。（「大阪朝日新聞」

同年一二月八日付）

第一三議会が始まった時期におけるこれらの新聞論調からして、もはや地租増徴反対は自己の利害にのみ固執という世論の反発を覚悟せねばならなかったのではなからうか。無論「読売新聞」・「東洋経済新報」など増租反対論の論調もいっぽうでなお存在するが。

これが憲政党内閣成立以前であれば事情はおそらく違つたであろう。しかし戦後経営を認めたことがひいては憲政党内のような増税案を作らせたと見るならば、戦後経営を支持した当初においてその帰趨は定まっていたと見ることもできよう。その意味で「外堀が埋められた」のである。結局戦後

表3 第2回増税一覧表

（単位千円、千円未満は四捨五入）

税目	政府原案	決定額
地租	17,644	8,476
所得税	1,495	1,495
酒税	22,556	22,556
噸税	476	238
登録税	1,604	1,847
葉煙草専売収入	1,082	2,146
日本銀行納付金	1,237	*1,160
醬油造石税		1,598
煙草営業免許料		832
郵便電信収入		1,673
計	46,094	42,020

「戦後財政始末報告」（「明治財政史」第1巻）による。

(\*) \*印は「兌換銀行券発行税」となった。

経営の開始（より厳密に言えば日清戦争開始によつて膨張主義的ナショナリズムに取り込まれた時点）から地租増徴を受け入れるまでの過程で、地主（政党）の体制内化が完成していったわけである。

さて増税全体の様子は表三のとおりであるが、増租の減額分約九〇〇万円の補填策として葉煙草専売収入の増収・醬油税・煙草営業免許料・郵便電信収入などを含めてもなお四〇〇万円の減収となっている。まさに「なりふりかまわぬ増税策」（池上和夫氏）ではあったが、いくつか重要な点を指摘しておきたい。

一つは所得税改正の問題で、前述した目賀田の意見書とおり法人への課税が始まったことである。但し株式配当に対しては非課税であつたので、地租増徴とセットで地代の資本転化を促す決定的契機になつたとして中村政則氏がつとに注目されたところである。<sup>38)</sup>

二つに増税額の過半を占めることとなつた酒造税は、一石七円から一二円への増徴となつたが今回も大きな反対はなく実現している。一回めの時と違い反対の動きを見せた酒造家団体も、その組織率の低さ・組織内の不統一という内部的要因に加えて、業界が要求していた内容を政府が税源函養策からする見返り措置として認めたことで増徴を受け入れざるを得なかつた。<sup>39)</sup>

とくに見返り措置による自家用酒造の禁止は、酒造税増徴を一般大衆へシワ寄せするうえで大きな意味を持ったと考え

られる。結局増税の最大の負担は、明治憲法体制のなかで発言権を持たされなかつた一般国民へと転嫁されていったのである。

三つに、従来の研究はほとんど取りあげてこなかつたが、条約改正と増税Ⅱ税制改革との関連である。関税改正それ自身的重要性もさることながら、酒造税増徴と見返り措置の一である混成酒規制・輸入酒精取締りとの関連ないし葉煙草専売の成否において無視しえない重要性を持つ。

夫内国間税モ関税モ皆同性質ニ係ルヲ以テ単リ内国酒税ノ増率ヲ為セハ外国酒ノ輸入ハ從テ増進スヘシ、是ヲ制セスシテ内国ノ間税ヲ増加スルハ能ハサル所ナリ、是二十六年ニ於テ酒精營業税法ノ制定アリシト雖、姑息ノ法律改正ハ外国ニ対シ大ニ帝國ノ利益ヲ害スルアルヲ以テ、為メニ慎重ナル態度ヲ守リ関税制度ノ確立ヲ疾チ、始メテ爰ニ酒精ノ関税率ヲ原価ノ二倍半トシ其他高度酒精ヲ含有スル酒類ヲ十割トシテ内地間税ト權衡ヲ得ルニ至ラシメタリ、又製造煙草ノ関税ヲ十割トシ、葉煙草ハ政府独リ之ヲ輸入スル事ト為セリ<sup>40)</sup>

このように関税自主権の回復がなければ、酒税増徴も葉煙草専売も画餅に帰す恐れがあつたのである。そうなると増税全体そのものに重大な支障を来すことになり、戦後経営計画に影響を与える恐れが十分にあつたわけである。この点はもつと注目してもよいと考えられる。

四つに、それとの関連で税関官制が改正され沿岸監視のた

め税関監視署が置かれ、また「必要アルニ方リテハ海軍艦船ノ公力ヲ用キシムル」体制がとられた点である。これは前述の国内税機関の整備（税務管理局↓税務署・支署）とあわせて、大蔵官僚は「爰ニ始メテ内外ノ関係ニ於テ租税行政ノ經理確立シタルモノトス」「戦後ノ経営ニ於テ施設セラレタル租税ノ制度ハ実ニ帝国ニ於テハ始メテ其基礎ヲ統一ニシタル」と認識したのである。

以上見てきたように戦後経営の着手による歳出圧力のなかで増税という課題に先導されて税改革が行われたが、大蔵官僚が当初から体系的な構想を持っていたとは考えられない。またその理念も御都合主義でふきとぶものであったが、資本主義確立や条約改正に対応しつつ増税が計られ、税全体の改革が進められていった。増租問題以外では彼らの構想がかなり実現している点は留意しておいてよいと思われる。しかし増税そのものの負担は諸政治勢力の対抗下で結局直接の発言力を持ってなかった部分に集中することになったのである。

この過程を通して租税行政の確立を見るに至るが、それらは不平等条約体制からの離脱によってはじめて可能であったのである。

#### 四 おわりに

日清戦後経営において展開した財政は賠償金にも助けられ、のちの歴史的展開の起点となっており、日本の近代財政確

立をこの時期に求めることができよう。いくつかの点をくり返すならば、対外的には帝国主義世界体制に対応して金本位制・外債導入にふみきり貿易ないし金融的従属の道を歩み始めるとともに、朝鮮・台湾への早熟な資本投下が誘導される。またその軍事的対応のために、軍備拡張を主軸とする財政構造が定着し、一方それを支えるための国内の産業基盤拡充・育成もめざされる。後者は日本資本主義の基盤のもろさを政策的に補充するものであるが、こうした財政のあり方は帝国主義への同時的転化ともとらえられる日本資本主義確立の構造的特質を反映するものであった。加えて後述する地方への補助金増大などが歳出圧力をいっそう強めて、近代財政確立期からすでに *expensive government* として出発せざるを得なかった。

歳入面では、公債において国内金融市場の脆弱性に規定されて外債依存が不可避であったが、税制においては増税Ⅱ税制改革によって租税行政の確立を見、間接消費税優位の税体系が築かれることとなった。この税制改革の成否を規定したのが関税自主権回復Ⅱ条約改正であった。

ところでこの税制改革を通して階級配置にかかわる問題が煮起されてくる。その点を少し、補足しておきたい。

まず営業税国税化にもなつて一八九六年勅令二六三号により衆議院選挙資格に営業税納税を新たに含めたこと、さらに一九〇〇年三月選挙法を改正して納税額を一〇円に引き下げるとともに選挙区の市部独立を認めたことなどによって、

商工業者の議会進出を体制的に促したことの意義は大きいと思われる。

また地主層は地租増徴を受け入れて体制内化を最終的に完成させたが、これは一方において政党（ことに憲政党↓立憲政友会）を媒介として地方的利益の供与を引き出していく構造の定着と裏腹の關係にあると言えよう。紙数の關係から表示は省略するが、それまで一〇〇〇万円に満たなかった地方費・補助金が日清戦後に内務省・農商務省・逓信省・文部省の所管事項を中心にして数年のうちに二〇〇〇万円から四〇〇〇万円台へと急膨張していく。これは戦後経営の地方的展開のなかで、地主Ⅱ名望家層の地域的利益の要求が噴出しはじめこれに政党の党勢拡大の動き、中央官僚による規制衝動が絡みあいながら、土木・河川修築・築港・鉄道建設・教育機関設置などが進んでいくからである。このように政党を媒介として地主層への地方的利益供与の構造の定着こそ名望家体制の確立であるし、地主の *an und für sich* な階級としての成立の必要条件であると言えよう。

また戦後経営のなかで実質的に政策立案を担当しはじめたのが阪谷芳郎ら帝国大学出身の専門官僚群であり、これに軍部官僚・藩閥官僚をあわせたいわゆる天皇制官僚に地主・ブルジョア・プロックが主導される政治的・経済的位置關係がこの時期確立したとされる中村政則氏の指摘を想起しておきたい。

最後に税負担の格差について補足しておくなら、表四のよ

表4 農林業・商工業の生産国民所得と国税負担割合

年度	生産国民所得			国税負担割合		地方税中の商工業負担割合		
	農林業	商工業(製造業)	合計額	農林業	商工業	道府県税	市税	町村税
1878	60.2	37.5	397 <sup>50万円</sup>	78.6	6.0			
86	52.3	45.6	673	67.2	5.4	14.8		4.0
91	54.6	43.1	826	59.9	4.7	19.0	26.1	4.2
96	46.1	51.2	1,212	51.6	5.1	14.7	37.0	4.8
1901	44.8	53.1	2,079	34.6	11.0	8.2	32.2	8.4
11	39.5	58.2	3,522	25.8	17.8	11.2	33.7	10.1

(\*)大川一司編「日本経済の成長率」、『明治大正財政詳覧』による。但し1878～91年の国税負担割合は林建久「日本における租税国家の成立」によるが、所得税は農林業に含めた。

国税の分類方法については基本的に林氏の方法に従い、関税・消費税を除いたが、所得税の扱いについては所得税改正までの負担の多くは地主層と想定し農林業に含めたため、実際よりは農林業負担がごくわずかではあるが増加していると考えられる。改正後については中村政則「近代日本地主制史研究」第17・18表により、第3種について農林業・その他の比率で案分し、かつ第1・2種は商工業負担に含めて算出した。例えば1901年では所得税額6,836,889円(『財政詳覧』による)のうち24.1%余が農林業、残りを商工業とした。1911年は28.3%弱が農林業負担とした。この場合も第2種の扱い方に問題は残される。

地方税中の商工業負担部分は、営業税、同付加税および所得税付加税としたが、所得税付加税の案分の仕方は上記の比率によった。

うに生産国民所得の比率と国税負担率を比べると農林業と工業の差は歴然としている。商工業の負担率が増加したとは言いながらなお農林業のそれには及ばず、地方税では市税を除いていっそう明瞭に格差が見られる（第一表も参照）。その意味では資本育成的な税構造がなお払拭されていないと言える。さらに、消費税優位の税体系となったことにより、言うまでもなく農林業と商工業の負担をあわせても全体の半分に及ばない。地方税における戸数割負担の維持・強化とともに細民を直撃するものである。

このように逆進的な大衆課税を基盤としつつ資本育成的性格を存続させる税構造であったと言いうる。

註1）本稿をまとめるにあたって参考としたのはつぎの先行研究である。

- [1]高橋誠「明治財政史研究」（一九六四年）
- [2]同右「日清戦後の財政・金融問題」（『日本経済史体系』6所収、一九六五年）
- [3]中村政則「日本資本主義確立期の国家権力」（『歴史学研究』別冊「歴史における国家権力と人民闘争」一九七〇年）
- [4]同右「日清「戦後経営」論」（『橋論叢』六四―五）
- [5]安良城盛昭「産業資本確立期の国家と経済との特殊日本的関連」（高橋幸八郎編『日本近代化の研究』上、一九七一年）
- [6]石井寛治「日清戦後経営」（新岩波講座『日本歴史』近代

三、一九七六年）

- [7]山川出版社「日本歴史体系四 近代二」第三編第一章第四節「日清戦後経営」（増田知子）、第二章第二節「日清戦時・戦後の財政と金融」（高村直助）
- [8]長岡新吉「日清戦後の財政政策と賠償金―「戦後経営」の政策決定をめぐって―」（安藤良雄編『日本経済政策史論』上、一九七三年）
- [9]能地清「日清・日露両戦後経営と対外財政 一八九六―一九一三―在外政府資金を中心にして―」（『土地制度史学』九二、一九八一年）
- [10]片山徹「日本資本主義確立期における財政金融構造」（『経済論叢』一三四―五・六 一九八四年）
- [11]中村隆英「日清日露「戦後経営」の巨視的分析・試論」（『社会科学紀要』三三 一九八四年）
- [12]坂野潤治「明治憲法体制の確立」（一九七一年）
- [13]有泉貞夫「明治政治史の基礎過程」（一九八〇年）
- [14]小野一郎「日本における金本位制の成立（1）」（『経済論叢』九二―三・五、九四―三）
- [15]中村隆英「日本の金本位制採用過程 一八九三―一九八七年」（朝倉孝吉先生還暦記念論文集『経済発展と金融』一九八二年）
- [16]池上和夫「日清戦後における酒税の増徴について」（『商経論叢』二〇―三・四 一九八五年）
- [17]安良城盛昭「第一議会における地主議員の動向」（『社会科学

学研究」一六一—一九六四年、「論集日本歴史」一一再録)  
[18] 長岡新吉「明治二〇年代の地租軽減論について」(『人文社  
会』一七 一九五九年、同右再録)

[19] 藤井松一「近代天皇制の成立と展開」第二章「国会開設期  
における地租・地価問題をめぐる動向—東北地方を中心  
に—」

以下これらのうちから挙げる場合には、姓とその番号を記  
す。

(2) 池上[16]論文。

(3) とりあえず研究史の整理として、有元正雄「地租改正と農  
民闘争」序章(一九六八年)、田村貞雄「地租改正と資本主  
義論争」(一九八一年)など参照のこと。

(4) 武田隆夫「イギリスの地租と日本の地租」(宇野弘蔵編「地  
租改正の研究」下、一九五八年、武田隆夫「財政と財政学」  
一九八五年—に再録)。武田氏は両者を比較して共通性を指  
摘しつつ、イギリスの先進性との差にもとづく地租の差違に  
も言及されている。

(5) 林建久「日本における租税国家の成立」第二一表による。

(6) 高橋[2]論文二三—二四頁。

(7) 「明治三十三年松方大蔵大臣ノ提出セル戦後財政始末報告」  
〔明治財政史〕第一卷二五—二九頁。

(8) 長岡[8]論文。

(9) 中村[3]論文。

(10) 小野[14]論文(3)三三—三五頁。

(11) 近年の能地清氏[9]、片山徹氏[10]らの分析によって、高橋誠  
氏以来通説化していた日本の金本位制が金為替本位制であっ  
たという見解は修正されつつある。

(12) 小野[4]論文(3)二二—二八頁。

(13) 同右(1)七〇頁。

(14) 中村隆英[15]論文六九頁。

(15) 高橋[2]論文一二七—二八頁。

(16) 「秘書類纂財政資料」中巻。

(17) 「阪谷芳郎伝」一五八—六六頁。中村[3]論文八六頁、[4]論  
文六一—六頁。

(18) 坂野潤治[12]書一〇四—六頁。

(19) 阪谷芳郎「財政前途ノ方略ニ関スル意見」(国会図書館憲  
政資料室蔵「阪谷芳郎文書」)。この史料の年代は不明である  
が、条約改正前にあつて「今年ニ於テ全国地価ノ最モ不公平  
ナルモノヲ修正」という文言から一八八九年と推測される。

(20) 「葉煙草専売制に就て」(『東京経済雑誌』八五九)。

(21) あまりにも表面的な解釈かも知れないが、西洋の経済学・  
財政学を学ぶ彼らが税負担の公平・「平均」をこのような形  
で計ろうとしたのではないかと思われる。

(22) 坂野[12]書一〇八—一六頁。

(23) 「松方正義関係文書」第三二冊—二二(国会図書館憲政資  
料室マイクロフィルム)。

(24) 同右第三二冊—二三。

(25) 池上[16]論文一〇四頁注(4)。なお史料文中に「本年始メテ施



行シタル營業税」の文言が見える。

- (26) 前掲「戦後財政始末報告」五六頁。
- (27) 石井[6]論文五六頁。
- (28) 池上[16]論文九五頁。
- (29) 「日賀田種太郎文書」（国会図書館憲政資料室）のなかに、いくつかこの時の具体案と思われる史料が在する。但し閣議案として提出されたのは、地価を時価に近接させ租率を一・五％に引き下げようとするものであった。さらに第一一議会向けに作成されたと思われる「國税法改正後歳入増加概算額調査」という史料にはその概算があげられているが、田畑地価は約二・二倍、市街宅地々価においては約五・二倍となり増租額は一三〇〇余万円となるはずであった。この史料の末尾に「主計局調査ノ予算ニ計上スル員額トニ差違アルハ……」とあり、主税局・主計局双方においてそれぞれ作成していたことがわかる。
- (30) 坂野[12]書一五一頁。
- (31) 同右一九二〇九五頁。池上[16]論文九八〇一〇〇頁。
- (32) 憲政党「党報」第一号（一八九八年八月五日）園城寺清「地租増徴に反対する理由」。
- (33) 同右第四号（同年九月二〇日）読売新聞記事に見える増税消極論へのコメント。
- (34) 池上[16]論文において、この点に関し税理論の側面から詳細に検討されている。
- (35) 坂野[12]書二二二一八頁。中村[3]論文八九〇九〇頁。
- (36) 中村同右九〇、九四頁。
- (37) 拙稿「確立・興隆期における（近畿型）地主制の諸特質」〔「史学研究」一四九〕。
- (38) 中村政則「近代日本地主制史研究」第一章第三節参照。
- (39) 池上[16]論文一〇〇一二五頁。
- なおシンポジウムの席上頼祺一氏から酒造業者の多くは地主であろうが増税・酒税増徴にどう対応したか、酒税の増徴分を本当に転嫁しえたのかという質問をうけた。正確に答えることはできないが、管見のかぎり新聞等によると酒造家として地租増徴反対を主張していないし、地主層が酒税増徴反対を主張することもなかった。個々の酒造家||地主がどう対応したかは後考に待つとしても、今言いうるのは両者の立場を統一するような論調、運動がおこなっていないことは確かであろうことである。また価格の転嫁についてこれも実証するのは技術的に難しいと言われているが、「帝国統計年鑑」などによると清酒相場は一石あたり一八九六年一九・八七円、九七年二四・六三元、九八年二八・七三元、一九〇〇年三二・四二元と上昇していく。これは米価の上昇度とは明らかに異なり、少なくとも酒税増徴の影響を認めうると思われる。
- (40) ・(41) 「松尾臣善文書」（国会図書館憲政資料室マイクロフィルム）「税法ノ統一及び税務ノ整理」。
- (42) 有泉[13]書第四章に詳しい。
- (43) 中村[3]論文。

(付記) 筆者は財政に関して全くの門外漢であったために、先行研究の「つきはぎ」のような平板な報告となつてしまった。力不足を悔いるとともに、諸賢にお詫び申し上げておきたい。

(大阪教育大学附属高校)

# **The Political and Economic Policies after the Sino-Japanese War and the National Finance**

—The Historical Meaning of Tax Reform—

by Makoto Katsube

The purpose of this paper is to elucidate how the tax increase and the tax reform after The Sino-Japanese War was propelled, and its historical meaning. As is well known, the proposed land tax increase met with opposition by land owners and political parties, and consequently, there came the political mobility. But on the other, the "sake" tax increase was put into practice without such an opposition, and therefore the "sake" tax took a leading part instead of land tax. The primary factor of this was "sake" maker's assent to tax increase in exchange for the prohibition of general "sake" making. As a result, the burden concentrated many voteless people. And the other tax increase and reform was propelled in preparation for the establishment of Japanese Capitalism; the income tax, the business tax etc.

It was impossible to increase the "sake" tax, which is the greatest part of the total amount, without the practice of import control, and so it was the recovery of tariff autonomy that affected the success of the total tax increase and reform.

## **The Political Unification and The Reconstruction of Finance in Modern China**

—With a Focus on Attempts to Separate Local Finance from National Finance—

by Hajime Kaneko

Between the 1920s and 1930s, the Peking Government was overthrown by the Northern Expedition, and the Kuomintang (the Nanking Nationalist Government) propelled the political unification of China. The object of this paper is to analyze the effort for fiscal reconstruction and unification by the Peking Government and the Nationalist Government in this political process. In doing so, I took notice of their attempts at the separation of the local finances from the national finances. Because this subject had been one of the most important problem to be solved for fiscal reconstruction and unification since the late period of the Ch'ing dynasty. The conclusion of this paper are as follows.